

洞爺湖町津波避難計画（案）

平成30年 3月

洞 爺 湖 町

【目 次】

第1章	総則	2
1	計画の目的	
2	計画の修正	
3	用語の意義	
第2章	避難計画	3
1	津波到達予想時間及び避難設定時間	
2	津波避難計画 (避難対象地域、避難場所・避難経路)	
第3章	初動体制	4
1	連絡・参集体制	
2	配備体制	
3	津波情報等の収集・伝達	
第4章	避難準備情報・避難勧告及び指示の発令	7
1	発令基準	
2	伝達方法	
第5章	津波対策の教育・啓発	7
1	住民等に対する津波対策の教育・啓発	
2	職員に対する津波対策の教育	
第6章	津波避難訓練の実施	8
1	継続的な訓練の実施	
2	津波避難訓練の内容	
3	その他の避難訓練	
第7章	積雪・寒冷地対策	8
1	冬期道路交通の確保	
2	避難対策・避難生活環境の確保	
3	電力の確保	
4	緊急通信ネットワークの確保	
5	救助・救出体制の強化	
第8章	自主防災組織の取るべき行動	9
1	情報収集	
2	避難及び避難誘導	
3	避難行動要支援者の避難対策	
第9章	その他の留意点	9
1	観光客等の避難対策	
2	自主防災組織設立の推進	

第1章 総則

1 計画の目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

- (1) 津波浸水予測地域
想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
- (2) 津波浸水対象地域
津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定する範囲をいう。
- (3) 避難所・避難場所
津波の危険から避難するために、避難対象地域以外に町が指定するものをいう。
- (4) 避難路・避難経路
避難するための経路で、町や住民等が指定、設定するものをいう。
- (5) 避難困難地域
津波の到達時間までに避難対象地域以外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。(現時点では該当地域無し)

※(3)を総称して「避難先」、(4)を総称して「避難経路」という。

第2章 避難計画

1 津波到達予想時間及び避難設定時間

町では、道が作成した津波浸水予測図の結果に伴い、第1波津波到達時間が79分であることから、避難設定時間を60分とする。

○想定地震：北海道太平洋沿岸（M9.1）

○想定する津波の高さ：7.2m（沿岸最大水位）

2 津波避難計画

避難対象地域、対象人口、避難先、避難経路等は次のとおりとする。

※（巻末「洞爺湖町津波ハザードマップ浸水想定区域図」参照）

避難対象地域	対象人口	避難経路	1次避難先	2次避難先	収容人数
本町1区	115世帯 215人	虻田神社前踏切	清水集会所 虻田小学校 547人	虻田小学校 洞爺湖文化センター	732人
本町2区	84世帯 132人	虻田神社前踏切 又は洞爺駅跨線橋			
本町3区	101世帯 180人	洞爺駅跨線橋			
青葉1区	8世帯 20人	—			
本町4区	187世帯 319人	道道洞爺虻田線 (ドラックストア横)	地域交流センター 365人	虻田高校	370人
本町5区	34世帯 46人	—			
本町6区	25世帯 46人	—	母と子の館 593人	高砂集会所 コスモス団地集会所 母と子の館 洞爺湖温泉小学校 入江4区集会所	934人
本町7区	79世帯 142人	道道洞爺虻田線 又は母と子館下踏切			
本町8区	206世帯 331人	母と子の館下踏切 又は入江跨線橋			
入江4区	37世帯 74人	—			
入江1区	149世帯 297人	・加藤建設前踏切 ・入江跨線橋	入江集会所 虻田中学校 道の駅あぶた 490人	入江集会所 虻田中学校 洞爺湖文化センター	635人
入江3区	114世帯 193人				
合計	1,139世帯 1,995人	—	1,995人		2,671人

（毎年3月31日現在の人数を明記）

*避難時は、原則、徒歩での避難とするが、何らかの事情により自家用車で避難しなければならない場合は、徒歩以外での避難も可能。

第3章 初動体制（職員の参集等）

1 連絡・参集体制

勤務時間外に、大津波警報、津波警報及び津波注意報、または震度4以上の地震が発生した場合の職員の連絡・参集体制は次のとおりとする。

(1) 休日又は退庁後の伝達及び参集

ア 自主参集

職員は、勤務時間外に強い地震（震度4以上）を感じた場合は、テレビ・ラジオ等を視聴し、また周囲の状況から被害状況の把握に努め、電話等により所属長の指示を求め登庁あるいは自宅待機する。

また災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い、状況を判断し自主的に登庁する。

なお、参集の際には参集途上の被害状況等の情報収集を行う。

イ 非常参集

職員は、交通途絶により、所定の参集場所への配備につくことができないときは、最寄りの公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事する。

2 配備体制

本部は、津波の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、次の基準により非常配備体制をとる。

(1) 非常配備体制の種別と基準

種別	配備時期	配備内容	配備要員
第1非常配備 （初動体制）	1 震度4以上の地震が発生したとき 2 「津波注意報」が発表されたとき 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	地震（津波）の情報収集及び伝達並びに被害状況等の把握を行い、状況に応じて次の配備体制に円滑に移行できる体制	総務課（所要職員） 企画防災課（防災担当職員） 観光振興課・温泉支所（所要職員） 庶務課（所要職員） 産業振興課（所要職員） 建設課（所要職員） 環境課（所要職員） 管理課（所要職員） 洞爺湖支署（所要職員）
第2非常配備 （出動体制）	1 震度5弱及び5強の地震が発生したとき 2 「津波警報」が発表されたとき 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	関係各班の所管の人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制	全対策班長（全課長） 総務班職員（総務課全職員） 防災対策班職員（企画防災課全職員） 上記以外の全対策班職員の係長職以上全職員 ※状況に応じて所要職員（主任以下）を招集し、その他の職員は自宅待機
第3非常配備 （総動員体制）	1 震度6以上の地震が発生したとき 2 「大津波警報」が発表されたとき 3 被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき	災害対策本部全員をもって当たるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制	全員

(2) 職員の安全確保

職員は大津波警報等が発表された場合、避難経路や避難時間を確認した上で災害対応業務にあたり、津波到達予想時刻15分前を目安に自身の安全を確保するため避難するものとする。

3 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

① 気象庁から収集する津波情報は次のとおりとする。

津波警報・注意報

種類	発表基準	津波高さ区分	発表される津波の高さ	
			数値発表	表 現
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)

津波情報

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

② 海面監視による情報収集

海面監視は、次の方法により行う。

ア 災害情報共有システムのカメラ(室蘭開発建設部)

イ 現地での海面監視(職員)

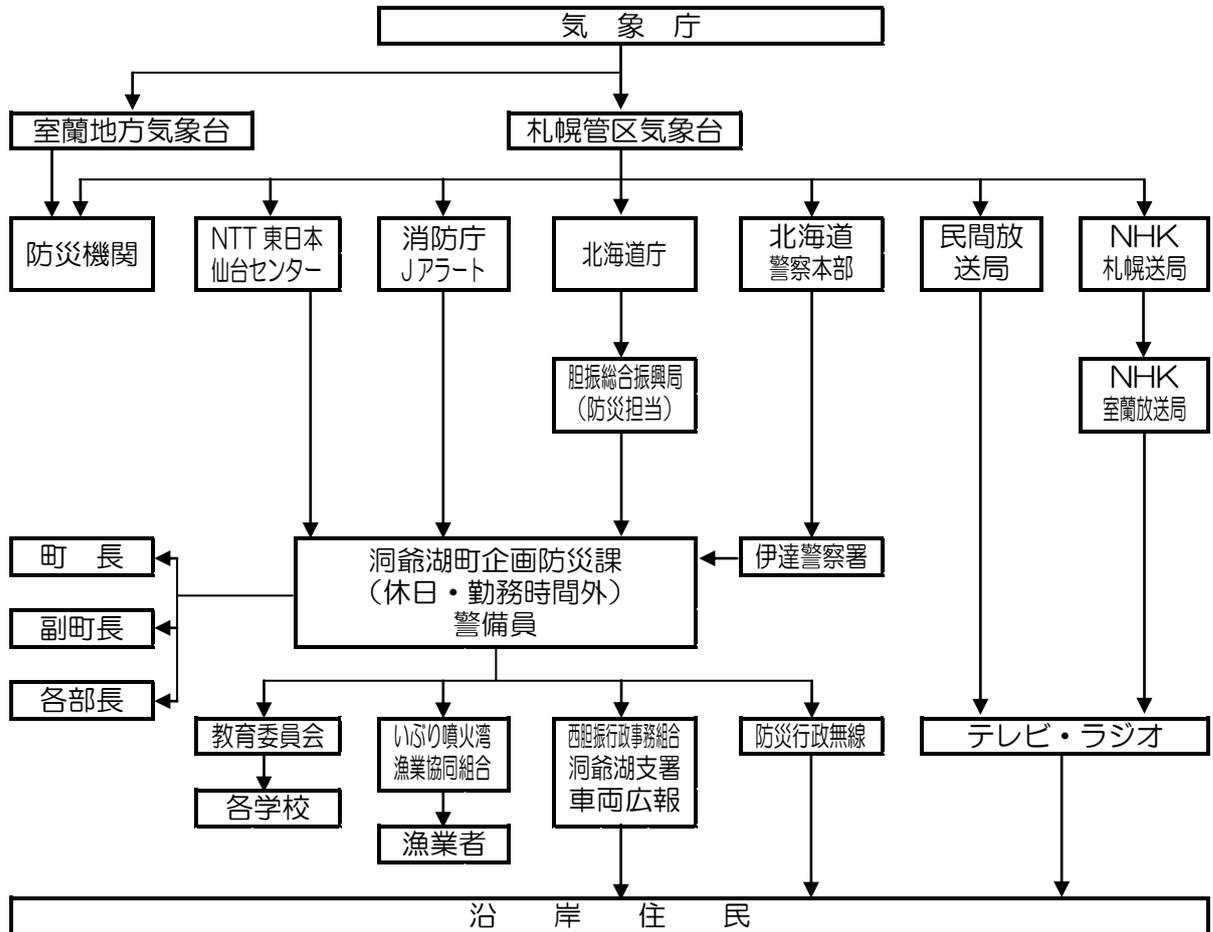
現地での海面監視は原則として津波浸水区域外の高台(道の駅あぶた)など、職員の安全を十分確保し実施する。

③ 住民の安否情報の収集

避難所開設後、住民の安否情報を収集するため、担当職員は避難者名簿を作成し、災害対策本部に報告する。

(2) 津波情報等の伝達

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報の伝達系統は、次のとおりとする。



第4章 避難準備高齢者等避難開始、避難勧告及び指示（緊急）の発令

津波被害の切迫した危険から町民を安全な場所へ避難させるため、避難勧告・指示等を発令する。

1 発令基準

種 別	基 準
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	・津波注意報が発表され、町長が必要と認めるとき ・津波警報が発表されたとき ・大津波警報が発表されたとき

2 発令時期及び発令手順

避難情報の発令は、町長が発令基準に基づき速やかに行うものとする。

なお、町長が不在又は連絡が取れない場合は、次の順位でこれを代理する。

代理順位	職 名
第1位	副 町 長
第2位	教 育 長
第3位	総 務 部 長

3 伝達方法

避難情報等の伝達については、次の方法により多様な手段を活用し、町民に情報提供を行う。

- (1) 消防サイレン及び防災行政無線による伝達
- (2) 緊急速報メールによる伝達
- (3) 広報車による伝達
- (4) テレビのデータ放送による伝達
- (5) コミュニティFMへの緊急割込み放送による伝達
- (6) 電話、伝達員による伝達

第5章 津波対策の教育・啓発

津波防災の啓発において最も大切なことは、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難する」という基本な行動を周知徹底し、実行させることである。

また、平日と休日、昼間と夜間など、時間や場所によって異なることから、その状況に応じ適切な行動を行うには、家族で日頃から話し合いを行い、情報を共有することが大切である。

このため、津波発生時に円滑な避難を実施するために、出前講座や防災講演会を通じ、津波に対する防災知識を提供し、津波に関する啓発に努めるものとする。

1 住民等に対する津波対策の教育・啓発

- (1) 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっく

りとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所（7. 2m以上）に避難するなど、自主避難を徹底する。

- (2) 学校、自治会や事業所等において積極的に津波防災啓発が行われるよう推進する。このための出前講座や防災講演などを通じ、津波に対する防災知識を提供し、津波に関する啓発に努めるものとする。

2 職員に対する津波対策の教育

- (1) 災害応急対策の円滑な実施を図るため、職員として必要な防災知識を習得させる機会として防災研修会を実施する。

第6章 津波避難訓練の実施

1 継続的な訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証等を行うために、毎年、津波避難訓練を実施するように努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

また、避難行動要支援者が積極的に参加できるよう体制整備を行い、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。

なお、訓練終了後は事後検討の場を設け、参加者とともに反省や実際の避難の問題点等の検証を行い、津波避難に関する今後の資料とする。

2 津波避難訓練の内容

北海道をはじめ各防災関係機関等と連携して、次の項目について具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 職員参集及び災害対策本部設置運営訓練
- (2) 防災行政無線等による情報伝達訓練
- (3) 避難場所と本部との情報伝達訓練
- (4) 住民避難訓練

3 その他の避難訓練

津波浸水想定区域における社会福祉施設等の事業者が自主的に実施する防災訓練についても、他の防災関係機関と連携を図り、実践的な訓練の実施を行う。

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路についての除雪体制を確認し、積雪期における避難路の確保に努める。

2 避難対策、避難生活環境の確保

避難所における暖房器具等の備蓄に努めるとともに、燃料についても防災協定に基づき優先的に確保する。

3 電力の確保

平時より電気事業者との連携を密にし、電力供給停止時における早期復旧対策を確認するとともに、避難所に必要となる発電機や照明道具等の必要資機材の備蓄に努める。

4 緊急通信ネットワークの確保

停電による通信機器の停止や、地震や津波による機器の損傷に備え、多様な通信手段を確保するとともに、自治会や自主防災組織等に協力を求め、避難行動要支援者等に対する声掛けにも努めるものとする。

5 救助・救出体制の強化

消防をはじめとする関係機関と連携し、救助・救出活動を実施する。

第8章 自主防災組織の取るべき行動

1 情報収集

次の方法により、災害情報を収集し、避難の必要性を判断すること。

- ① 防災行政無線
- ② 緊急速報メール（ドコモ・au・ソフトバンク）
- ③ コミュニティ FM（愛称：ワイライジオ 77.6MHz）
- ④ テレビ、ラジオの放送

2 避難及び避難誘導

気象庁から大津波警報等が発表され、町から避難指示等が発令された場合、自主防災組織（自治会）で本計画に基づいた避難場所に避難し、周囲の人にも避難行動を促すものとする。

3 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、自主防災組織（自治会）、民生委員、支援者等の協力のもと、安全かつ迅速に避難できるよう努めるものとする。

第9章 その他の留意点

1 観光客等の避難対策

各公共施設に海拔表示や避難所表示板を設置し避難誘導を図るほか、携帯電話への緊急速報メールの一斉送信やコミュニティ FM への緊急割込み放送など、複数の手段を用いて観光客等への情報提供を図る。

2 自主防災組織設立の推進

大規模災害発生した場合、行政の支援（公助）に限界があり、災害での被害を少なくするためには、自らを守る「自助」、地域住民が協力して助け合う「共助」が必要となります。

このことから、自主防災組織を中心とした地域防災力向上のため、自主防災組織設立の推進を図るものとする。

なお、設立の推進にあたっては、地域住民同士がお互いに助け合い、協力しながら円滑な防災活動を行うため、自治会による自主防災組織設立を進め、自治会に対し積極的な支援を行うものとする。

